

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表 1・2 〔略〕 3 建築・都市計画・土木関係					別表 1・2 〔略〕 3 建築・都市計画・土木関係				
番号	事 務	名 称	額	徴収時期	番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項又は第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査	建築物の建築に関する確認申請又は計画通知手数料	1 1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、2の項又は3の項に掲げる額の手数料を加えた額）。ただし、申請又は通知に係る計画に、同法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の規定により特定建築基準適合判定資格者である建築主事又は建築副主事が行う、同法第6条の3第1項各号に掲げる確認審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）に係る部分が含まれている場合においては、特定建築基準適合審査を行う部分ごとに2に掲げる額を加えた額とする。	確認申請又は計画通知のとき。	1	〔同左〕	〔同左〕	1 1件につき、次のアからエまでに掲げる区分に応じて算出した床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、2の項又は3の項に掲げる額の手数料を加えた額）。ただし、申請又は通知に係る計画に、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は第18条第5項ただし書の規定により特定建築基準適合判定資格者である建築主事又は建築副主事が行う、 <u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査</u> （以下「特定建築基準適合審査」という。）に係る部分が含まれている場合においては、特定建築基準適合審査を行う部分ごとに2に掲げる額を加えた額とする。	〔同左〕
			(1) 30平方メートル以内のもの の <u>6,900円</u> (2) 30平方メートルを超え、 100平方メートル以内のもの の <u>13,000円</u>					(1) 30平方メートル以内のもの の <u>5,600円</u> (2) 30平方メートルを超え、 100平方メートル以内のもの の <u>9,400円</u>	

			(3) 100平方メートルを超え、 200平方メートル以内のもの の <u>21,000円</u> (4) 200平方メートルを超え、 500平方メートル以内のもの の <u>25,000円</u> (5)～(9) 〔略〕 2 〔略〕	
2 ～ 5	〔略〕			
6	建築基準法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく建築物に関する完了検査（9の項に掲げる場合を除く。）の申請又は通知に対する審査	建築物の建築に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	1件につき、当該建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る床面積、当該建築物を同一敷地内において移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、7の項又は10の項に掲げる額の手数料を加えた額） (1) 30平方メートル以内のもの <u>15,000円</u> (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>17,000円</u> (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>25,000円</u> (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>31,000円</u> (5)～(9) 〔略〕	検査申請又は完了通知のとき。
7 ・	〔略〕			

			(3) 100平方メートルを超え、 200平方メートル以内のもの の <u>14,000円</u> (4) 200平方メートルを超え、 500平方メートル以内のもの の <u>19,000円</u> (5)～(9) 〔略〕 2 〔略〕	
2 ～ 5	〔略〕			
6	〔同左〕	〔同左〕	(1) 30平方メートル以内のもの <u>11,000円</u> (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>12,000円</u> (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>16,000円</u> (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>23,000円</u> (5)～(9) 〔略〕	〔同左〕
7 ・	〔略〕			

8				
9	建築基準法第7条第4項又は第18条第21項の規定に基づく建築物に関する完了検査（同法第7条の3第1項の特定工程に係るものに限る。10の項において同じ。）の申請又は通知に対する審査	中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	1件につき、当該建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る床面積、当該建築物を同一敷地内において移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請又は通知に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、7の項又は10の項に掲げる額の手数料を加えた額） (1) 30平方メートル以内のもの <u>12,000円</u> (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>16,000円</u> (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>23,000円</u> (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>29,000円</u> (5)～(9) 〔略〕	検査申請又は完了通知のとき。
10 ～ 46 の7	〔略〕			
46 の8	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。
46				

8				
9	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕 (1) 30平方メートル以内のもの <u>9,900円</u> (2) 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの <u>11,000円</u> (3) 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの <u>15,000円</u> (4) 200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの <u>21,000円</u> (5)～(9) 〔略〕	〔同左〕
10 ～ 46 の7	〔略〕			
46 の8	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
46				

の9 ～ 59	〔略〕			
60	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、当該額に1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 住宅を新築しようとする場合（以下「新築の場合」という。） ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出されたもの 7, 100円 イ ア以外のもの 52, 000円 (2) 住宅を増築し、若しくは改築しようとする場合又は当該住宅について建築行為を行わない場合（以下「増改築等の場合」という。） ア 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出されたもの 10, 000円 イ ア以外のもの 78, 000円	認定申請のとき。
61 ～ 65 の2	〔略〕			
	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第	適合証が提出された場合における	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条	認定申請のとき。

の9 ～ 59	〔略〕			
60	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項から6.9の項までにおいて同じ。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
61 ～ 65 の2	〔略〕			
	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第	適合証が提出された場合における	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条	認定申請のとき。

		5 4 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この項から 6 9 の項までにおいて「適合証」という。）が提出されたものに対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	第 2 項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき 1 の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅 5, 8 0 0 円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）第 1 条第 2 項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。） ⑦ 当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 1, 3 0 0 円 ④ 当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの 2 3, 8 0 0 円 ⑤ 当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 5 2, 8 0 0 円 ⑥ 当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの 9 4, 7 0 0 円 ⑧ 当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルのもの 1 1 9, 0 0 0 円 イ 非住宅部分（基準省令第 1 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。） ⑦ 当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 1 1, 3 0 0 円 ④ 当該部分の床面積の合計		5 4 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この項から 6 9 の項までにおいて「適合証」という。）が提出されたものに対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	第 2 項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき 1 の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅に係る申請 4, 7 0 0 円 (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。 ア 住戸の部分（人の居住の用に供する部分に限る。以下同じ。） ⑦ 1 戸のもの 4, 7 0 0 円 ④ 2 戸以上 5 戸以下のもの 9, 4 0 0 円 ⑤ 6 戸以上 1 0 戸以下のもの 1 6, 0 0 0 円 ⑥ 1 1 戸以上 2 5 戸以下のもの 2 7, 0 0 0 円 ⑦ 2 6 戸以上 5 0 戸以下のもの 4 5, 0 0 0 円 ⑧ 5 1 戸以上 1 0 0 戸以下のもの 8 2, 0 0 0 円 ⑨ 1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下のもの 1 3 1, 0 0 0 円 ⑩ 2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下のもの 1 7 0, 0 0 0 円 ⑪ 3 0 1 戸以上のもの 1 8 5, 0 0 0 円 イ 共用部分（住宅の用に供す	
--	--	---	---------------------------	--	--	---	---------------------------	--	--

								6, 000円	
								(3) 一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額 ア 300平方メートル以内のもの 9, 300円 イ 300平方メートルを超え、1, 000平方メートル以内のもの 16, 000円 ウ 1, 000平方メートルを超え、2, 000平方メートル以内のもの 26, 000円 エ 2, 000平方メートルを超え、5, 000平方メートル以内のもの 80, 000円 オ 5, 000平方メートルを超え、10, 000平方メートル以内のもの 126, 000円	
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅 ア 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1006号）をいう。以下同じ。）による場合 ア 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20, 700円 イ 当該住宅の床面積の合計	認定申請のとき。	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅に係る申請 ア 誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）をいう。以下同じ。）による場合 合 21, 000円 イ 誘導仕様基準以外による場合 35, 000円 (2) 共同住宅等に係る申請 次の	認定申請のとき。		

が 2 0 0 平方メートル以上
1 0, 0 0 0 平方メートル
以下のもの 2 2, 2 0 0
円

イ 仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの一次エネルギー消費量（以下この項及び 7 0 の 3 の項において「一次エネルギー消費量」という。）を基準省令第 1 0 条第 2 号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第 1 0 条第 2 号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、6 9 の項、7 4 の項及び 7 6 の項において同じ。）による場合

(7) 当該住宅の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの 3 0, 1 0 0 円

(4) 当該住宅の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル以下のもの 3 3, 2 0 0 円

ウ 標準計算法（基準省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、6 9 の項、7 4 の項及び 7 6 の項において同じ。）による場合

(7) 当該住宅の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの 4 0, 2 0 0 円

(4) 当該住宅の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル

アからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住戸の部分

(7) 誘導仕様基準による場合

a 1 戸のもの 2 1, 0 0 0 円

b 2 戸以上 5 戸以下のもの 3 9, 0 0 0 円

c 6 戸以上 1 0 戸以下のもの 5 6, 0 0 0 円

d 1 1 戸以上 2 5 戸以下のもの 8 0, 0 0 0 円

e 2 6 戸以上 5 0 戸以下のもの 1 2 0, 0 0 0 円

f 5 1 戸以上 1 0 0 戸以下のもの 1 8 2, 0 0 0 円

g 1 0 1 戸以上 2 0 0 戸以下のもの 2 6 1, 0 0 0 円

h 2 0 1 戸以上 3 0 0 戸以下のもの 3 4 0, 0 0 0 円

i 3 0 1 戸以上のもの 3 9 0, 0 0 0 円

(4) 誘導仕様基準以外による場合

a 1 戸のもの 3 5, 0 0 0 円

b 2 戸以上 5 戸以下のもの 6 9, 0 0 0 円

c 6 戸以上 1 0 戸以下のもの 9 7, 0 0 0 円

d 1 1 戸以上 2 5 戸以下

			以下のもの 44,900円			以下のもの 137,000円
			(2) (1)以外の建築物			e 26戸以上50戸以下のもの 197,000円
			ア 住宅部分			f 51戸以上100戸以下のもの 283,000円
			(7) 誘導仕様基準による場合			g 101戸以上200戸以下のもの 385,000円
			a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,700円			h 201戸以上300戸以下のもの 508,000円
			b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,900円			i 301戸以上のもの 600,000円
			c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 120,000円			イ 共用部分
			d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円			(7) 300平方メートル以内のもの 109,000円
			(4) 仕様・計算併用法による場合			(4) 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 138,000円
			a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,800円			(7) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 180,000円
			b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 100,000円			(エ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 280,000円
			c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 175,000円			(カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 359,000円
			d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 242,000円			ウ 非住宅の部分
						(7) 300平方メートル以内のもの 242,000円
						(4) 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 300,000円

69の項、74の項及び76の項において同じ。)による場合

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 129,000円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 276,000円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 361,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 434,000円

(4) 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下69の項、74の項及び76の項において同じ。)による場合

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 266,000円

			00円 b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円 c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 431,000円 d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 615,000円 e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 758,000円 f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 896,000円						
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅 4,100円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 イ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円 ロ 当該部分の床面積の合計	変更認定申請のとき。	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅に係る申請 3,300円 (2) 共同住宅等に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床	変更認定申請のとき。		

が300平方メートル以上
2,000平方メートル未
満のもの 16,700円

(㉞) 当該部分の床面積の合計
が2,000平方メートル
以上5,000平方メート
ル未満のもの 37,00
0円

(㉟) 当該部分の床面積の合計
が5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満のもの 66,5
00円

(㊱) 当該部分の床面積の合計
が10,000平方メート
ルのもの 83,500円

イ 非住宅部分

(㉡) 当該部分の床面積の合計
が300平方メートル未満
のもの 8,000円

(㉢) 当該部分の床面積の合計
が300平方メートル以上
1,000平方メートル未
満のもの 13,800円

(㉣) 当該部分の床面積の合計
が1,000平方メートル
以上2,000平方メート
ル未満のもの 22,20
0円

(㉤) 当該部分の床面積の合計
が2,000平方メートル
以上5,000平方メート
ル未満のもの 66,10
0円

(㉥) 当該部分の床面積の合計
が5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満のもの 104,
000円

(㉦) 当該部分の床面積の合計
が10,000平方メート
ルのもの 132,000

面積の合計に応じた額を合計し
た額。ただし、存在しない部分
がある場合は、当該部分に係る
額は加算しない。

ア 住戸の部分

(㉧) 1戸のもの 3,300
円

(㉨) 2戸以上5戸以下のもの
6,600円

(㉩) 6戸以上10戸以下のも
の 11,000円

(㉪) 11戸以上25戸以下の
もの 19,000円

(㉫) 26戸以上50戸以下の
もの 32,000円

(㉬) 51戸以上100戸以下
のもの 58,000円

(㉭) 101戸以上200戸以
下のもの 93,000円

(㉮) 201戸以上300戸以
下のもの 122,000
円

(㉯) 301戸以上のもの 1
34,000円

イ 共用部分

(㉰) 300平方メートル以内
のもの 6,500円

(㉱) 300平方メートルを超
え、1,000平方メート
ル以内のもの 11,00
0円

(㉲) 1,000平方メートル
を超え、2,000平方メ
ートル以内のもの 18,
000円

(㉳) 2,000平方メートル
を超え、5,000平方メ
ートル以内のもの 56,
000円

(㉴) 5,000平方メートル
を超え、10,000平方
メートル以内のもの 88,

円

000円
ウ 非住宅の部分
⑦ 300平方メートル以内
のもの 6,500円
⑧ 300平方メートルを超
え、1,000平方メー
トル以内のもの 11,00
0円
⑨ 1,000平方メートル
を超え、2,000平方メ
ートル以内のもの 18,
000円
⑩ 2,000平方メートル
を超え、5,000平方メ
ートル以内のもの 56,
000円
⑪ 5,000平方メートル
を超え、10,000平方
メートル以内のもの 88,
000円
(3) 一戸建ての住宅及び共同住宅
等以外の建築物に係る申請 次
に掲げる当該建築物の延べ面積
に応じた額
ア 300平方メートル以内の
もの 6,500円
イ 300平方メートルを超
え、1,000平方メートル
以内のもの 11,000円
ウ 1,000平方メートルを
超え、2,000平方メー
トル以内のもの 18,000
円
エ 2,000平方メートルを
超え、5,000平方メー
トル以内のもの 56,000
円
オ 5,000平方メートルを
超え、10,000平方メー
トル以内のもの 88,00
0円

		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅 ア 誘導仕様基準による場合 ⑦ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円 ④ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの 15,100円 イ 仕様・計算併用法による場合 ⑦ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円 ④ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの 23,300円 ウ 標準計算法による場合 ⑦ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円 ④ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの 31,500円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 ⑦ 誘導仕様基準による場合 a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル	変更認定申請のとき。		都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合性確認機関が作成した適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅に係る申請 ア 誘導仕様基準による場合 15,000円 イ 誘導仕様基準以外による場合 18,000円 (2) 共同住宅等に係る申請 次のアからウまでに掲げる部分に応じ、アに掲げる建築物の住戸の部分の総戸数に応じた額、イに掲げる部分の床面積の合計に応じた額及びウに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、存在しない部分がある場合は、当該部分に係る額は加算しない。 ア 住戸の部分 ⑦ 誘導仕様基準による場合 a 1戸のもの 15,000円 b 2戸以上5戸以下のもの 27,000円 c 6戸以上10戸以下のもの 40,000円 d 11戸以上25戸以下のもの 56,000円 e 26戸以上50戸以下のもの 85,000円 f 51戸以上100戸以下のもの 128,000円 g 101戸以上200戸以下のもの 184,000円 h 201戸以上300戸	変更認定申請のとき。	
--	--	---	--	---	------------	--	---	--	---	------------	--

- 未満のもの 26,800円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,500円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル以下のもの 127,000円
- (4) 仕様・計算併用法による場合
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 42,000円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 70,500円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 122,000円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 179,000円
- e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 213,000円

- 以下のもの 241,000円
- i 301戸以上のもの 278,000円
- (4) 誘導仕様基準以外による場合
- a 1戸のもの 18,000円
- b 2戸以上5戸以下のもの 37,000円
- c 6戸以上10戸以下のもの 52,000円
- d 11戸以上25戸以下のもの 74,000円
- e 26戸以上50戸以下のもの 108,000円
- f 51戸以上100戸以下のもの 159,000円
- g 101戸以上200戸以下のもの 221,000円
- h 201戸以上300戸以下のもの 291,000円
- i 301戸以上のもの 342,000円
- イ 共用部分
- (7) 300平方メートル以内のもの 57,000円
- (4) 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 72,000円
- (7) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 96,000円
- (エ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 156,

- (ウ) 標準計算法による場合
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 56,800円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 94,600円
- c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円
- d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 231,000円
- e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルのもの 273,000円
- イ 非住宅部分
- (7) モデル建物法による場合
- a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,600円
- b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円
- c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円
- d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの 147,000円

- 000円
- (オ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 205,000円
- ウ 非住宅部分
- (7) 300平方メートル以内のもの 123,000円
- (イ) 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 154,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円
- (エ) 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円
- (オ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361,000円
- (3) 一戸建ての住宅及び共同住宅等以外の建築物に係る申請 次に掲げる当該建築物の延べ面積に応じた額
- ア 300平方メートル以内のもの 123,000円
- イ 300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 154,000円
- ウ 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円
- エ 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円

				トル以上5,000平方 メートル未満のもの 1 93,000円 e 当該部分の床面積の合 計が5,000平方メー トル以上10,000平 方メートル未満のもの 253,000円 f 当該部分の床面積の合 計が10,000平方メ ートルのもの 304, 000円 (4) 標準入力法等による場合 a 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 未満のもの 186,0 00円 b 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 以上1,000平方メー トル未満のもの 234, 000円 c 当該部分の床面積の合 計が1,000平方メー トル以上2,000平方 メートル未満のもの 3 01,000円 d 当該部分の床面積の合 計が2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満のもの 4 30,000円 e 当該部分の床面積の合 計が5,000平方メー トル以上10,000平 方メートル未満のもの 531,000円 f 当該部分の床面積の合 計が10,000平方メ ートルのもの 627, 000円				オ 5,000平方メートルを 超え、10,000平方メー トル以内のもの 361,0 00円
--	--	--	--	---	--	--	--	---

		建築基準法第6条4項及び同法第18条第3項に基づく審査の中で行う建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定に基づく仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料	1件につき、次に掲げる額 (1) 一戸建ての住宅 ア 当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 2,500円 イ 当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 4,700円 ウ 当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 7,800円 エ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 9,400円 (2) 一戸建ての住宅以外の住宅 ア 当該住宅の床面積の合計が30平方メートル以内のもの 4,300円 イ 当該住宅の床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 8,200円 ウ 当該住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 13,300円 エ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 15,900円 オ 当該住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 22,300円 カ 当該住宅の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 31,300円 キ 当該住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超	確認申請又は計画通知のとき。		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1件につき、次に掲げる額 (1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合 次に掲げる当該部分の床面積の合計に応じた額 ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円 イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円 ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円 エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円 オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円 カ 25,000平方メートル以上のもの 201,000円 (2) (1)以外の非住宅部分の場合 次のア又はイに掲げる場合及び当該部分の床面積の合計に応じた額 ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以	計画提出又は計画通知のとき。
--	--	---	---	-----------------------	--	---	-----------------------------	---	-----------------------

	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定であって、計画提出又は計画通知に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1件につき、次に掲げる額 (1) 一戸建ての住宅 ア 仕様基準又は誘導仕様基準による場合 ⑦ 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,700円 ④ 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,200円 イ 仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を、仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ(1)若しくは同省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、72の項及び78の項において同じ。）による場合 ⑦ 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 30,100円 ④ 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,200円 ウ 標準計算法（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)により評価する方法又は第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準により評価する方法をいう。以下この項、72の項及び78の項において同じ。）による場合	計画提出又は計画通知のとき。
--	---	---	---	-----------------------

(7) 当該部分の床面積の合計
が200平方メートル未満
のもの 40, 200円

(4) 当該部分の床面積の合計
が200平方メートル以上
のもの 44, 900円

(2) (1)以外の建築物

ア 住宅部分

(7) 仕様基準又は誘導仕様基
準による場合

a 当該部分の床面積の合
計が300平方メートル
未満のもの 38, 70
0円

b 当該部分の床面積の合
計が300平方メートル
以上2, 000平方メー
トル未満のもの 66,
900円

c 当該部分の床面積の合
計が2, 000平方メー
トル以上5, 000平方
メートル未満のもの 1
20, 000円

d 当該部分の床面積の合
計が5, 000平方メー
トル以上のもの 183,
000円

(4) 仕様・計算併用法による
場合

a 当該部分の床面積の合
計が300平方メートル
未満のもの 59, 80
0円

b 当該部分の床面積の合
計が300平方メートル
以上2, 000平方メー
トル未満のもの 100,
000円

c 当該部分の床面積の合
計が2, 000平方メー
トル以上5, 000平方

メートル未満のもの 1
75,000円

d 当該部分の床面積の合
計が5,000平方メー
トル以上10,000平
方メートル未満のもの
256,000円

e 当該部分の床面積の合
計が10,000平方メ
ートル以上25,000
平方メートル未満のもの
304,000円

f 当該部分の床面積の合
計が25,000平方メ
ートル以上のもの 35
4,000円

(ウ) 標準計算法による場合

a 当該部分の床面積の合
計が300平方メートル
未満のもの 81,00
0円

b 当該部分の床面積の合
計が300平方メートル
以上2,000平方メー
トル未満のもの 135,
000円

c 当該部分の床面積の合
計が2,000平方メー
トル以上5,000平方
メートル未満のもの 2
29,000円

d 当該部分の床面積の合
計が5,000平方メー
トル以上10,000平
方メートル未満のもの
329,000円

e 当該部分の床面積の合
計が10,000平方メ
ートル以上25,000
平方メートル未満のもの
390,000円

f 当該部分の床面積の合

	70 の3		計が25,000平方メートル以上のもの 44 9,000円 イ 非住宅部分の用途が工場等 (工場、危険物の貯蔵又は処 理に供するもの、水産物の増 殖場又は養殖場、倉庫、卸売 市場及び火葬場、と畜場、汚 物処理場、ごみ焼却場その他 の処理施設をいう。以下同 じ。) のみの場合 (7) 当該部分の床面積の合計 が300平方メートル未満 のもの 11,300円 (イ) 当該部分の床面積の合計 が300平方メートル以上 1,000平方メートル未 満のもの 19,500円 (7) 当該部分の床面積の合計 が1,000平方メートル 以上2,000平方メート ル未満のもの 31,60 0円 (エ) 当該部分の床面積の合計 が2,000平方メートル 以上5,000平方メート ル未満のもの 94,30 0円 (オ) 当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル 以上10,000平方メー トル未満のもの 149, 000円 (カ) 当該部分の床面積の合計 が10,000平方メート ル以上25,000平方メ ートル未満のもの 188, 000円 (キ) 当該部分の床面積の合計 が25,000平方メート ル以上のもの 235,0 00円		〔新設〕	
--	----------	--	---	--	------	--

(7) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。以下この項、72の項及び78の項において同じ。）による場合

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 129,000円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 276,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
434,000円

(イ) 標準入力法等（実際の設

	71	る法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定であつて、変更計画提出又は変更計画通知に併せて適合証が提出されたものに対する審査	合における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 ⑦ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円 ④ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円 ⑦ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円 ⑤ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円 ⑦ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円 ⑦ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 103,000円 イ 非住宅部分 ⑦ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円 ④ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円 ⑦ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円	変更計画通知のとき。		71	る法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	みの場合 次に掲げる当該部分の床面積の合計に応じた額 ア 300平方メートル以上 ⑦ 1,000平方メートル未満のもの 11,800円 イ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円 ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円 エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円 オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円 カ 25,000平方メートル以上のもの 141,000円 (2) (1)以外の非住宅部分の場合 次のア又はイに掲げる場合及び当該部分の床面積の合計に応じた額 ア モデル建物法による場合 ⑦ 300平方メートル以上 ⑦ 1,000平方メートル未満のもの 77,600円 ④ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円 ⑦ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円 ⑤ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円 ⑦ 10,000平方メートル	変更計画通知のとき。
--	----	--	--	---	-------------------	--	----	--	---	--	-------------------

			(エ) <u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 66,100円 (オ) <u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 104,000円 (カ) <u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 132,000円 (キ) <u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u> 165,000円				<u>ル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 260,000円 (カ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 305,000円 イ 標準入力法等による場合 (7) <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 199,200円 (イ) <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 257,100円 (カ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 366,700円 (エ) <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 453,000円 (カ) <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 535,000円 (カ) <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 610,000円	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定であって、変更計画提出又は変更計画通知に併せて適合	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適	1件につき、次に掲げる額 (1) 一戸建ての住宅 ア 仕様基準又は誘導仕様基準による場合 (7) <u>当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> 14,300円 (イ) <u>当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> 15,100円 イ 仕様・計算併用法による場	変更計画提出又は変更計画通知のとき。		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が別に定める同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この項	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) <u>一戸建ての住宅に係る申請</u> 5,100円 (2) (1)以外の建築物に係る申請	認定申請のとき。

[illegible]

方メートル未満のもの

231,000円

e 当該部分の床面積の合

計が10,000平方メ

ートル以上25,000

平方メートル未満のもの

273,000円

f 当該部分の床面積の合

計が25,000平方メ

ートル以上のもの 31

4,000円

イ 非住宅部分の用途が工場等

のみの場合

(ア) 当該部分の床面積の合計

が300平方メートル未満

のもの 8,000円

(イ) 当該部分の床面積の合計

が300平方メートル以上

1,000平方メートル未

満のもの 13,800円

(ウ) 当該部分の床面積の合計

が1,000平方メートル

以上2,000平方メー

トル未満のもの 22,20

0円

(エ) 当該部分の床面積の合計

が2,000平方メートル

以上5,000平方メー

トル未満のもの 66,10

0円

(オ) 当該部分の床面積の合計

が5,000平方メートル

以上10,000平方メー

トル未満のもの 104,

000円

(カ) 当該部分の床面積の合計

が10,000平方メー

トル以上25,000平方メ

ートル未満のもの 132,

000円

(キ) 当該部分の床面積の合計

が25,000平方メー

ル以上のもの 165,000円

ウ イ以外の非住宅部分の場合

(7) モデル建物法による場合

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,600円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 119,000円

d 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 193,000円

e 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 253,000円

f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 304,000円

g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 357,000円

(4) 標準入力法等による場合

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 186,000円

			<u>b. 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 234,000円 <u>c. 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 301,000円 <u>d. 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 430,000円 <u>e. 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 531,000円 <u>f. 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 627,000円 <u>g. 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u> 715,000円						
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が別に定める同項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この項から75の項までにお	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅 5,800円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分	認定申請のとき。	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅に係る申請次に掲げる当該住宅の床面積の合計に応じた額 ア 誘導仕様基準による場合	認定申請のとき。		

いて「適合証」とい
う。)が提出されたも
のに対する審査

- (7) 当該部分の床面積の合計
が300平方メートル未満
のもの 11,300円
- (イ) 当該部分の床面積の合計
が300平方メートル以上
2,000平方メートル未
満のもの 23,800円
- (ウ) 当該部分の床面積の合計
が2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの 52,80
0円
- (エ) 当該部分の床面積の合計
が5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満のもの 94,7
00円
- (オ) 当該部分の床面積の合計
が10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満のもの 119,
000円
- (カ) 当該部分の床面積の合計
が25,000平方メー
トル以上のもの 148,0
00円
- イ 非住宅部分
- (7) 当該部分の床面積の合計
が300平方メートル未満
のもの 11,300円
- (イ) 当該部分の床面積の合計
が300平方メートル以上
1,000平方メートル未
満のもの 19,500円
- (ウ) 当該部分の床面積の合計
が1,000平方メートル
以上2,000平方メー
トル未満のもの 31,60
0円
- (エ) 当該部分の床面積の合計
が2,000平方メートル
以上5,000平方メー

- (7) 200平方メートル未満
のもの 20,000円
- (イ) 200平方メートル以上
のもの 22,000円
- イ 誘導仕様基準以外による場
合
- (7) 200平方メートル未満
のもの 34,400円
- (イ) 200平方メートル以上
のもの 38,400円
- (2) (1)以外の建築物に係る申請
次のア及びイに掲げる部分の床
面積の合計に応じた額を合計し
た額。ただし、ア又はイに掲げ
る部分が存在しない場合は、当
該部分に係る額は加算しない。
- ア 住宅部分
- (7) 誘導仕様基準による場合
- a 300平方メートル未
満のもの 38,000
円
- b 300平方メートル以
上2,000平方メー
トル未満のもの 66,0
00円
- c 2,000平方メー
トル以上5,000平方メ
ートル未満のもの 11
8,000円
- d 5,000平方メー
トル以上のもの 179,
000円
- (4) 誘導仕様基準以外による
場合
- a 300平方メートル未
満のもの 69,100
円
- b 300平方メートル以
上2,000平方メー
トル未満のもの 116,
000円
- c 2,000平方メー

73

ル未満のもの	94, 30
0円	

(オ) 当該部分の床面積の合計
が5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満のもの 149,
000円

(カ) 当該部分の床面積の合計
が10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満のもの 188,
000円

(キ) 当該部分の床面積の合計
が25,000平方メー
トル以上のもの 235,0
00円

73

ル以上5, 000平方メ
ートル未満のもの 19

6, 000 円

$$\frac{\text{d}}{\text{ル以上のもの}} \frac{5,000 \text{ 平方メートル}}{281,000 \text{ 円}}$$

イ 非住宅部分

(7) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ①の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。7.5の項において同じ。）による場合

a 300平方メートル未
満のもの 87,100
円

b 300平方メートル以
上1,000平方メート
ル未満のもの 110,
700円

c 1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 14
5, 700円

d 2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 23
5, 700円

e 5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のもの 309, 000円

f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

								371,000円 <u>g</u> 25,000平方メートル以上のもの 435,000円 (4) 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。75の項において同じ。）による場合 <u>a</u> 300平方メートル未満のもの 227,100円 <u>b</u> 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円 <u>c</u> 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円 <u>d</u> 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円 <u>e</u> 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円 <u>f</u> 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円 <u>g</u> 25,000平方メートル以上のもの 871,000円		
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物	適合証が提出された場合以外の場合における	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基	認定申請のとき。		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物	適合証が提出された場合における建築物エネ	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準	変更認定申請のとき。	

		エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅 ア 誘導仕様基準による場合 ⑦ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,700円 ④ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,200円 イ 仕様・計算併用法による場合 ⑦ 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 30,100円 ④ 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 33,200円 ウ 標準計算法による場合 ⑦ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,200円 ④ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,900円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 ⑦ 誘導仕様基準による場合 a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,700円 b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,900円 c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 110,000円 イ 非住宅部分 ⑦ 誘導仕様基準による場合 a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,700円 b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,900円 c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 110,000円 ④ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 166,000円	エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出されたものに対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅に係る申請 3,700円 (2) (1)以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。 ア 住宅部分 ⑦ 300平方メートル未満のもの 6,900円 ④ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円 ⑦ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 32,000円 ④ 5,000平方メートル以上のもの 57,000円 イ 非住宅部分 ⑦ 300平方メートル未満のもの 6,900円 ④ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円 ⑦ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円 ④ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円 ⑦ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 112,000円 ④ 10,000平方メートル以上のもの 168,000円	
--	--	--	-------------------------	--	--	---------------------------	--	--

[illegible]

計が300平方メートル
以上2,000平方メー
トル未満のもの 135,
000円

c 当該部分の床面積の合
計が2,000平方メー
トル以上5,000平方
メートル未満のもの 2
29,000円

d 当該部分の床面積の合
計が5,000平方メー
トル以上10,000平
方メートル未満のもの
329,000円

e 当該部分の床面積の合
計が10,000平方メ
ートル以上25,000
平方メートル未満のもの
390,000円

f 当該部分の床面積の合
計が25,000平方メ
ートル以上のもの 44
9,000円

イ 非住宅部分

(7) モデル建物法による場合
a 当該部分の床面積の合
計が300平方メートル
未満のもの 102,0
00円

b 当該部分の床面積の合
計が300平方メートル
以上1,000平方メー
トル未満のもの 129,
000円

c 当該部分の床面積の合
計が1,000平方メー
トル以上2,000平方
メートル未満のもの 1
71,000円

d 当該部分の床面積の合
計が2,000平方メー
トル以上5,000平方

メートル未満のもの 2
76,000円

e 当該部分の床面積の合
計が5,000平方メー
トル以上10,000平
方メートル未満のもの
361,000円

f 当該部分の床面積の合
計が10,000平方メ
ートル以上25,000
平方メートル未満のもの
434,000円

g 当該部分の床面積の合
計が25,000平方メ
ートル以上のもの 50
9,000円

(イ) 標準入力法等による場合

a 当該部分の床面積の合
計が300平方メートル
未満のもの 266,0
00円

b 当該部分の床面積の合
計が300平方メートル
以上1,000平方メー
トル未満のもの 334,
000円

c 当該部分の床面積の合
計が1,000平方メー
トル以上2,000平方
メートル未満のもの 4
31,000円

d 当該部分の床面積の合
計が2,000平方メー
トル以上5,000平方
メートル未満のもの 6
15,000円

e 当該部分の床面積の合
計が5,000平方メー
トル以上10,000平
方メートル未満のもの
758,000円

f 当該部分の床面積の合

			計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの <u>896,000 円</u> g 当該部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの <u>1,020,000 円</u>				
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であつて、当該申請に併せて適合証が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1 件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物につき 1 の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅 <u>4,100 円</u> (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 (7) 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの <u>8,000 円</u> (4) 当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの <u>16,700 円</u> (7) 当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの <u>37,000 円</u> (エ) 当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの <u>66,500 円</u> (オ) 当該部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの <u>1,020,000 円</u>	変更認定申請のとき。	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であつて、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1 件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 36 条第 2 項において準用する同法第 35 条第 2 項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物につき 1 の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅に係る申請 次に掲げる当該住宅の床面積の合計に応じた額 ア 誘導仕様基準による場合 (7) <u>200 平方メートル未満のもの 14,000 円</u> (4) <u>200 平方メートル以上のもの 15,000 円</u> イ 誘導仕様基準以外による場合 (7) <u>200 平方メートル未満のもの 24,200 円</u> (4) <u>200 平方メートル以上のもの 27,000 円</u> (2) (1)以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。 ア 住宅部分 (7) 誘導仕様基準による場合 a <u>300 平方メートル未満のもの 26,000 円</u>	変更認定申請のとき。

メートル未満のもの 83, 500円

(カ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 103,000円

イ 非住宅部分

(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円

(ロ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円

(ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円

(ニ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円

(ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円

(ヘ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円

円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 83,000円

d 5,000平方メートル以上のもの 125,000円

(4) 誘導仕様基準以外による場合

a 300平方メートル未満のもの 48,500円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 81,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円

d 5,000平方メートル以上のもの 197,000円

イ 非住宅部分

(7) モデル建物法による場合

a 300平方メートル未満のもの 61,100円

b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円

c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円

d 2,000平方メートル

[illegible]

		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物につき1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 (1) 一戸建ての住宅 ア 誘導仕様基準による場合 ⑦ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円 ⑧ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 15,100円 イ 仕様・計算併用法による場合 ⑦ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円 ⑧ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円 ウ 標準計算法による場合 ⑦ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円 ⑧ 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 31,500円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 ⑦ 誘導仕様基準による場合 a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,800円 b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メー	変更認定申請のとき。		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請であって、当該申請に併せて区長が別に定める同法第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類（以下この項及び次項において「適合証」という。）が提出された場合に対する審査	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額 (1) 一戸建て住宅に係る申請 5,100円 (2) (1)以外の建築物に係る申請 次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。 ア 住宅部分 ⑦ 300平方メートル未満のもの 9,700円 ⑧ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円 ⑨ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円 ⑩ 5,000平方メートル以上のもの 81,000円 イ 非住宅部分 ⑦ 300平方メートル未満のもの 9,700円 ⑧ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円 ⑨ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円 ⑩ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円 ⑪ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円 ⑫ 10,000平方メートル以上25,000平方メー	認定申請のとき。
--	--	---	---	---	------------	--	--	---	--	----------

						トル未満のもの <u>４６，</u> <u>５００円</u>			ートル未満のもの <u>１６１，</u> <u>０００円</u>
	c	当該部分の床面積の合 計が２，０００平方メー トル以上５，０００平方 メートル未満のもの	<u>８</u> <u>４，８００円</u>				(キ)	<u>２５，０００平方メート</u> <u>ル以上のもの</u>	<u>２０１，０</u> <u>００円</u>
	d	当該部分の床面積の合 計が５，０００平方メー トル以上のもの	<u>１２７，</u> <u>０００円</u>						
	(イ)	仕様・計算併用法による 場合							
	a	当該部分の床面積の合 計が３００平方メートル 未満のもの	<u>４２，００</u> <u>０円</u>						
	b	当該部分の床面積の合 計が３００平方メートル 以上２，０００平メート ル未満のもの	<u>７０，５</u> <u>００円</u>						
	c	当該部分の床面積の合 計が２，０００平方メー トル以上５，０００平方 メートル未満のもの	<u>１</u> <u>２２，０００円</u>						
	d	当該部分の床面積の合 計が５，０００平方メー トル以上１０，０００平 方メートル未満のもの	<u>１７９，０００円</u>						
	e	当該部分の床面積の合 計が１０，０００平方メ ートル以上２５，０００ 平方メートル未満のもの	<u>２１３，０００円</u>						
	f	当該部分の床面積の合 計が２５，０００平方メ ートル以上のもの	<u>２４</u> <u>８，０００円</u>						
	(ウ)	標準計算法による場合							

76

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 56,800円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 94,600円

c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 161,000円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 231,000円

e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 273,000円

f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 314,000円

イ 非住宅部分

(7) モデル建物法による場合

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,600円

b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 91,100円

c 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方

76

	メートル未満のもの	1
		19,000円
d	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1
		93,000円
e	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
		253,000円
f	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	
		304,000円
g	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	35
		7,000円
(4)	標準入力法等による場合	
a	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	186,000円
b	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	234,000円
c	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	301,000円
d	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	430,000円
e	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	

			計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 531,000円 f 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 627,000円 g 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 715,000円						
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明の申請であって、当該申請に併せて区長が別に定める同令第5条に規定する軽微な変更を示す書類（以下この項及び次項において「適合証」という。）が提出されたものに対する審査	適合証が提出された場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明申請手数料	1件につき、次に掲げる額 (1) 一戸建ての住宅 4,100円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 ⑦ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円 ④ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 16,700円 ⑦ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 37,000円 ⑤ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 66,500円 ⑥ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 83,500円 ⑧ 当該部分の床面積の合計	交付申請のとき。		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請であって、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額 (1) 一戸建ての住宅に係る申請 次のア、イ又はウに掲げる場合及び当該住宅の床面積の合計に応じた額 ア 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合 ⑦ 200平方メートル未満のもの 34,400円 ④ 200平方メートル以上38,400円 イ モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合 ⑦ 200平方メートル未満のもの 17,700円 ④ 200平方メートル以上19,100円 ウ 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。）又は誘導仕様基準による場合 ⑦ 200平方メートル未満のもの 17,700円	認定申請のとき。

が25,000平方メートル以上のもの 103,000円

イ 非住宅部分

(7) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

(4) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円

(7) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円

(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円

(オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,000円

(キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 165,000円

(4) 200平方メートル以上のもの 19,100円

(2) (1)以外の建築物に係る申請

次のア及びイに掲げる部分の床面積の合計に応じた額を合計した額。ただし、ア又はイに掲げる部分が存在しない場合は、当該部分に係る額は加算しない。

ア 住宅部分

(7) 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下同じ。）による場合

a 300平方メートル未満のもの 69,100円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 116,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円

d 5,000平方メートル以上のもの 281,000円

(4) フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合

a 300平方メートル未満のもの 33,100円

b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 58,000円

c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 10

[illegible]

								トル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円 g 25,000平方メートル以上のもの 435,000円 (4) 標準入力法等による場合 a 300平方メートル未満のもの 227,100円 b 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円 c 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円 d 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円 e 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円 f 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円 g 25,000平方メートル以上のもの 871,000円	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明の申請である	適合証が提出された場合以外の場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が	1件につき、次に掲げる額 (1) 一戸建ての住宅 ア 仕様基準又は誘導仕様基準による場合 (7) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 14,300円 (4) 当該部分の床面積の合計	交付申請のとき。		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明の申請である	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明申請手	1件につき、次に掲げる額 (1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合 次に掲げる当該部分の床面積の合計に応じた額 ア 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円 イ 1,000平方メートル以上	証明申請のとき。

		って、当該申請に併せて適合証が提出された場合以外のものに対する審査	軽微な変更 に該当して いることの 証明申請手 数料	が200平方メートル以上のもの 15,100円 イ 仕様・計算併用法による場合 合 (7) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 21,100円 (4) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 23,300円 ウ 標準計算法による場合 (7) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 28,300円 (4) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 31,500円 (2) (1)以外の建築物 ア 住宅部分 (7) 仕様基準又は誘導仕様基準による場合 a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26,800円 b 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 46,500円 c 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 84,800円 d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 127,000円 (4) 仕様・計算併用法による場合 a 当該部分の床面積の合			該当していることの証明の申請に対する審査	数料	上2,000平方メートル未満のもの 19,100円 ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円 エ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円 オ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円 カ 25,000平方メートル以上のもの 141,000円 (2) (1)以外の非住宅部分の場合 次のア又はイに掲げる場合及び当該部分の床面積の合計に応じた額 ア モデル建物法による場合 (7) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円 (4) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円 (7) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円 (4) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円 (7) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円 (4) 25,000平方メートル以上のもの 305,000円	
--	--	--	---	--	--	--	-----------------------------	-----------	---	--

計が300平方メートル
未満のもの 42,000円

b 当該部分の床面積の合
計が300平方メートル
以上2,000平方メー
トル未満のもの 70,
500円

c 当該部分の床面積の合
計が2,000平方メー
トル以上5,000平方
メートル未満のもの 1
22,000円

d 当該部分の床面積の合
計が5,000平方メー
トル以上10,000平
方メートル未満のもの
179,000円

e 当該部分の床面積の合
計が10,000平方メ
ートル以上25,000
平方メートル未満のもの
213,000円

f 当該部分の床面積の合
計が25,000平方メ
ートル以上のもの 24
8,000円

(ウ) 標準計算法による場合

a 当該部分の床面積の合
計が300平方メートル
未満のもの 56,800円

b 当該部分の床面積の合
計が300平方メートル
以上2,000平方メー
トル未満のもの 94,
600円

c 当該部分の床面積の合
計が2,000平方メー
トル以上5,000平方
メートル未満のもの 1
61,000円

イ 標準入力法等による場合

(ア) 300平方メートル以上
1,000平方メートル未
満のもの 199,200
円

(イ) 1,000平方メートル
以上2,000平方メー
トル未満のもの 257,1
00円

(ロ) 2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの 366,7
00円

(ハ) 5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満のもの 453,
000円

(ニ) 10,000平方メー
トル以上25,000平方メ
ートル未満のもの 535,
000円

(ホ) 25,000平方メー
トル以上のもの 610,0
00円

d 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
231,000円

e 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
273,000円

f 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 314,000円

イ 非住宅部分の用途が工場等のみの場合

(7) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8,000円

(4) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13,800円

(7) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 22,200円

(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 66,100円

(オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 104,000円

(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 132,

⑤ 当該部分の床面積の合計
が25,000平方メートル以上のもの 165,000円

(7) モデル建物法による場合

a 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 71,600円

c. 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1
19,000円

e. 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
253,000円

g. 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 357,000円

イ) 標準入力法等による場合

			計が300平方メートル 未滿のもの 186,0 00円 b 当該部分の床面積の合 計が300平方メートル 以上1,000平方メー トル未滿のもの 234, 000円 c 当該部分の床面積の合 計が1,000平方メー トル以上2,000平方 メートル未滿のもの 3 01,000円 d 当該部分の床面積の合 計が2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未滿のもの 4 30,000円 e 当該部分の床面積の合 計が5,000平方メー トル以上10,000平 方メートル未滿のもの 531,000円 f 当該部分の床面積の合 計が10,000平方メ ートル以上25,000 平方メートル未滿のもの 627,000円 g 当該部分の床面積の合 計が25,000平方メ ートル以上のもの 71 5,000円	
79 ～ 86	〔略〕			

備考

- 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合して

79 ～ 86	〔略〕			

備考

- 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合して

いる旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更²に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の7 0 の 3 の項(2)ウ、7 2 の項(2)ウ又は7 8 の項(2)ウに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の7 4 の項(2)イ又は7 6 の項(2)イに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の7 0 の 2 の項の規定により算出した額とする。

4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の7 1 の項の規定により算出した額とする。

5 〔略〕

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額とする。

7 〔略〕

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネ

いる旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更²に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の7 0 の項、7 1 の項、7 7 の項又は7 8 の項に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の7 3 の項又は7 5 の項に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の7 0 の項(1)の規定により算出した額とする。

4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の7 1 の項(1)の規定により算出した額とする。

5 〔略〕

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

7 〔略〕

8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネ

ルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の 7 3 の項又は 7 4 の規定により算出した額とする。

1 0 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建ての住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分と共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

1 1 適合性判定手数料等（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）又は向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建ての住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。

1 2 気候風土適応住宅（基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イただし書に規定する地域の気候及び風土に応じた住宅をいう。）の建築基準法第 6 条 4 項及び同法第 1 8 条第 3 項に基づく審査の中で行う仕様基準審査手数料の額は、この表の 7 0 の項の場合とみなして算出した額とする。

1 3 気候風土適応住宅の適合性判定手数料、気候風土適応住宅の変更に係る適合性判定手数料又は気候風土適応住宅の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の 7 0 の 3 の項(1)若しくは(2)ア、7 2 の項(1)若しくは(2)ア又は 7 8 の項(1)若しくは(2)に掲げる仕様・計算併用法による場合とみなして算出した額とする。

1 4 複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第 4 条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、この表の 7 0 の 3 の項(2)イ、7 2 の項(2)イ又は 7 8 の項(2)イに掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

ルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、同項に規定する申請建築物の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

1 0 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 3 4 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の 7 2 の項又は 7 3 の項の規定により算出した額とする。

1 1 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準以外による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（性能基準又はフロア入力法による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1 2 向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）について、共同住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

〔新設〕

〔新設〕

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。